

## 消費税増税と逆進性対策—軽減税率か補完的給付か

総合政策学部教授 朴勝俊

昨年の衆議院解散総選挙の意図は何であったのか。少なくとも安倍首相自身の発言によれば、年度初めの消費税増税によって景気が腰折れしたことから、「消費税の引き上げを18か月延期」する一方で、財政再建の姿勢を明確にすべく「平成29年4月には、確実に10%へ消費税を引き上げる」ことについて、国民の判断を仰ぐものであった(安倍2014)。もともと消費税については、民主党政権時代の「社会保障・税一体改革法」(H24.3.30成立)によって、平成26年4月から8%へ、平成27年10月から10%へと、増税のスケジュールが明確にされていた。自民政権に代わってもこの法律にそって増税の準備が進められており、予定通りの増税を求める声も強く、景気を懸念する首相の一存で延期することが難しかったのであろう。結果は周知のとおり、与党(自民等・公明党)の勝利に終わった。

これまでに、本稿末尾の文献のほか、消費税について様々な意見が出され、何点かの確認すべき事実と論点が明確になっている。本稿では主に消費税の逆進性対策(軽減税率か補完的給付か)について論じる。なお紙面の限られた本稿では、消費税そのものの是非、その税率の引き上げや用途についての賛否には深く立ち入らない。特に用途については、消費税法に第一条2項として年金、社会保障給付(医療・介護)、少

子化対策のために用いる旨が書き込まれたことを指摘するにとどめる。

消費税と言えば低所得者に酷な税の典型とみなされている。確かに、所得の低い人ほど、所得額のほとんどを貯蓄ではなく消費に費やすので、消費税負担額と所得額との比率は当然ながら大きくなる(所得に対する逆進性)。ただし所得ではなく消費を基に考えれば負担はおおかた比例的となることには留意されたい(消費に対する比例性)。

もし低所得者の負担軽減が必要となれば、どのような補完策が有効なのだろうか。公明党は軽減税率の導入を強く訴えており、各種世論調査でも8割程度の回答者が軽減税率に賛成だという。この問題を詳しく考えたことがない多くの人々は、「生活必需品」の税率が下がれば自分がトクをする、あるいは逆進性が是正されると錯覚しやすい。しかし森信(2014)は「軽減税率を導入しても逆進性は緩和されず、低所得者対策にならない」ことをグラフで明確に示している。また税負担の絶対額で考えれば軽減税率はあからさまな金持ち優遇策となる。仮に消費税が10%の時に食料品には5%の軽減税率を適用したとすれば、最も所得の低い10%の人々の負担軽減が約1.9万円に過ぎないのに対し、最も豊かな10%の負担軽減は約5.3万円となるのである(小黒2013)。

こうした問題は2010年に公表された英

国のマリーゼ・レビューですでに明らかにされていた（井出 2014、西山 2011）。また、不公平性の他にも財源の膨大な損失が指摘されている。C 効率性や VRR<sup>(1)</sup>といった指標でみれば、欧州諸国では軽減税率や免税等によって、本則税率で本来得られるべき税収の半分近く、あるいは半分以上が失われていることが分かる（2009年の VRR は英 0.47、仏 0.46、独 0.56、日本は 0.67）。逆に言えば、軽減税率や免税措置のおかげで欧州諸国の標準税率は倍になって、それを低所得者も負担しているわけで、「朝三暮四」との批判がまさに妥当する。さらに、軽減税率等によって、事業者にはかなりの事務的な負担が強いられているほか、対象品目の線引きの問題によって数多くの奇妙な訴訟事例が生まれている（例えば英国では、ティーケーキはケーキ（軽減税率）かビスケット（標準税率）かについて実際に争われた、西山 2011）。

逆進性対策としては、補完的給付を低所得者に対して直接的に行う方が確実である。各国で実施されている「給付付き税額控除」には低所得者の消費税負担の軽減を目的としたものがあり、よく参照されるのがカナダの事例である（鎌倉 2010）。カナダでは世帯所得が約 3 万ドルを下回る家計には、大人 1 人 248 ドル、子ども 1 人 130 ドルをベースに、世帯の状況を勘案して給付がなされる。給付付き税額控除というと難しく聞こえるが、実質は定額給付金であり、その一部または全部が所得税と相殺されるものと考えればよい。

実は日本の「社会保障・税一体改革法」でも総合合算制度（医療・介護・保育等の自己負担合計額に上限を設ける仕組み）や

給付付き税額控除等の総合的な措置の導入が掲げられていたが（第七条一のイ）、いつのまにか軽減税率に押しやられた。直接的な給付を議論の中心に据えるべきであろう。

ただし、個人に給付を行う制度は、不正受給などを防ぐために、確実に個人を特定する制度が必要となる。これについても同法と同じ箇所で「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」について言及がある。この法律は「マイナンバー法」の通称で、2013 年 5 月 24 日に成立し、2016 年 1 月から実施される予定である。

プライバシー等の問題もあるが、近年いっそう強く叫ばれる「格差の是正」のために本当に効果的な施策は何かという観点から、議論が行われることを期待したい。

注(1) C 効率性と VRR は同様の概念で、実際の税収 ÷ (最終消費額 × 標準税率) で求められるが、前者の最終消費額は VAT 込み、後者のそれは VAT 抜きである。

<参考文献>

安倍晋三(2014)「安倍晋三内閣総理大臣 消費増税延期・衆議院解散に関する記者会見」自民党ホームページ、2014 年 11 月 18 日

井手英策(2014)「逆進性対策としての軽減税率と給付の検討」『Zeiken』、2014. 7 (No. 176)、pp. 32-38

小黒一正(2013)「軽減税率の導入で消費税の逆進性は解消しない」『日経ビジネスオンライン』2013 年 12 月 12 日

鎌倉春子(2010)「諸外国の給付付き税額控除の概要」国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 678(2010. 4. 22.)

西山由美(2011)「EU 付加価値税の現状と課題—マ

ーリーズ・レビューを踏まえて」『フィナンシ  
ヤル・レビュー』平成 23 年第 1 号、pp. 146-165  
森信茂樹(2014)「インボイス導入と軽減税率の代  
替案」『税務広報』2014.9、pp. 14-21